

(陳受R5第6号)

自治体病院に関する要望

受理年月日	令和5年10月23日
陳情者	全国自治体病院経営都市議会協議会 会長 山田典幸 (名寄市議会議長)

陳情の要旨

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉向上のため、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担うなど社会的使命を果たしている。また、新型コロナウイルス感染症の対応に、引き続き多くの自治体病院が当たるなど、地域医療において重要な役割を担っている。

自治体病院を経営する都市は、住民が住居する地域にかかわらず等しく適切な医療を受けられる環境の整備に全力を傾注しているところであるが、自治体病院を取り巻く多くの問題を地方自治体が単独で改善していくことは、極めて困難な状況となっている。

本格的な人口減少・超高齢社会においても、自治体病院が地域に必要とされる良質な医療を継続的に提供し、地域社会維持の重要インフラとしての役割を果たすためには、自治体病院の経営基盤の安定化を推進するとともに、医師不足等の早期解消を図ることが不可欠である。

よって、国においては、別記事項を実現されるよう強く要望する。

1 財政措置等について

- (1) 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療等の政策医療や不採算医療について十分配慮し、病院事業に係る地方交付税措置を更に拡充すること。また、地方交付税措置を見直す場合は、自治体病院の運営に支障を来すことのないようすること。
- (2) 医療機関等の消費税負担の診療報酬による補填については、設置主体や病院・診療所など医療機関間の不公平感をなくすための方策を抜本的に検討し対応すること。
- (3) 国際情勢の不安定化の影響などにより物価高騰や資材不足を招いていることから、自治体病院建築単価の高騰に係る対応として、病院事業債に措置される地方交付税の対象となる建築単価の上限を実勢に合致したものへと見直しを図ること。また、その他建設資材等の価格高騰、納期遅延等に関して支援を行うこと。
- (4) 山間へき地や離島における医療を確保するため、へ

き地診療所・へき地医療拠点病院の整備促進や遠隔診療の導入など、地域の実情に応じたへき地保健医療対策に必要な財政措置を拡充すること。

(5) ランサムウェア等のサイバー攻撃による医療機能停止を防止するため、サイバーセキュリティ対策にかかる費用面での支援を行うこと。また、被害を受けた場合でも速やかに復旧できるよう、財政支援等を講じること。

2 医師確保対策等について

(1) 医師の地域偏在や診療科偏在等を解消するため、医師不足地域での一定期間の勤務義務付け、診療科ごとの必要専門医数の養成と地域への配置など、地域の医療ニーズに対応した支援体制を早急に確立すること。

(2) 医師不足や地域間・診療科間の医師偏在の実態を踏まえ、地域に必要な医師の絶対数を確保するため、医学部入学定員における地域枠を増員するなど、更なる施策及び財政措置を講じること。

(3) 診療科偏在の是正策が確立するまでの間、現行の医

学部の臨時定員増を継続すること。

- (4) 女性医師及び女性看護職員が仕事と出産・育児を両立できるよう、院内保育・病児保育の体制整備や復職支援の充実など、安心して働き続けられる職場環境の整備促進を支援すること。
- (5) 自治体病院は医師不足地域に多く存在することから、先端技術を活用した遠隔診療環境の一層の整備促進を図るとともに、A I を用いた病理診断や、画像診断などの導入・活用へ向けた財政支援措置を拡充すること。
- (6) 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、I C T の活用による地域医療連携や医療・介護連携の充実に向けた取り組みを支援すること。

3 医師等の働き方改革について

医師、看護師など医療従事者の負担軽減及び働き方改革を推進するため、医師事務作業補助者や看護補助者等の人材確保のほか、業務効率化に向けた I C T 導入等に必要な経費に対する財政支援措置を拡充すること。

4 新専門医制度について

新専門医制度について、医師の地域偏在、診療科偏在を助長するなど地域医療に影響を及ぼすことのないよう、地域の実情を把握・検証し、若手医師、女性医師及び指導医が地方にバランスよく配置されるよう、日本専門医機構等に対し実効性のある対応を求めるなど、必要な対策を講じること。

5 救急医療について

- (1) 救急医療機関へのアクセス効果向上のため、地域に必要な救急搬送体制の整備を積極的に進めること。
- (2) 救急医療体制の改善のため、救急車の適正利用や救急医療機関の適切な受診を広く国民に啓発するとともに、各地域で行っている救急医療電話相談等の普及・周知を図ること。

6 地域医療構想について

- (1) 地域医療構想については、公立・公的医療機関等の見直しに関して拙速な期限設定を行うことなく、個別事

情に即した各地域の調整会議の結論を尊重すること。

また、取組を進めるに当たって生じている課題等を解決するため更なる支援を講じること。

(2) 機能転換により自治体病院の経営に影響を及ぼすことのないよう、財政支援措置を講じること。

(3) 地域の医療提供体制の構築に向け、それぞれの地域の実情に応じた医療従事者の確保・養成などの取組を行うことができるよう、地域医療介護総合確保基金について、将来にわたり十分な財源を確保するとともに、適切な配分を行うこと。

7 自然災害時等の医療確保について

大規模な自然災害が頻発する我が国の医療提供体制を確保するため、医療機関の地震災害対策、風水害対策、雪害対策等への支援を充実強化すること。

8 新型コロナウイルス感染症への対応について

(1) 新型コロナウイルス感染症に対しては、今後も医療機関の感染防護体制や病床確保など必要な感染対策に

支障が生じないよう、十分な財政支援を講じること。

また、感染状況に応じ必要な支援を柔軟に継続すること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の診療報酬上の取扱いについては、5類移行後も通常医療と異なる外来、病棟対応や看護配置などが必要とされていることから、医療現場の実態を十分配慮し適切に評価すること。